

生徒の出欠に関すること

1 出席停止について

(1) 出席停止となった場合、その日数は出席しなければならない日数から除き、欠席扱いとしない。

(2) 出席停止となる場合は以下のものである。

ア 感染性疾患（インフルエンザ、はしか、おたふくかぜ、風疹、水ぼうそう、プール熱、結核、その他の伝染病、詳しくは学校生活の手引き参照）

イ 学校教育法第35条、第49条校に基づき校長が求めたもの

※ 感染後、再登校する場合は医者が記入した登校許可書の提出が必要

【参考】

主な学校感染症	
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、痘そう、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体が A 型インフルエンザウイルス、血清亜型が H5N1 であるものに限る）
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）、百日咳、麻しん（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風しん、水痘（水ぼうそう）、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎、新型コロナウイルス感染症
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎
その他	感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症など）、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑、手足口病、ヘルパンギーナ、A 型肝炎、B 型肝炎など

2 忌引きについて

(1) 保護者から忌引届が出された場合、その日数は出席しなければならない日数から除き、欠席扱いとしない。

(2) 忌引きの日数については以下のとおりとする。

ア 父母 7日

イ 祖父母・兄弟姉妹 3日

ウ その他の親族 1日

※ 移動が遠距離のとき、必要な旅行日数を校長が適当と認めた場合加算することができる。

3 公欠について

(1) 公欠願いが出され、認められた場合、その日数を出席扱いとし、欠席扱いとしない。

(2) 以下のことは公欠扱いとなる。

ア 就職試験・入学試験等の受験

イ 公式大会や公式の発表会等への参加

ウ 学校長が認めたもの

※出席停止、忌引き、公欠の場合、必ず担任へ報告し、必要書類を受け取ること。